



お気軽にご相談ください！！ 「松山市障がい者地域相談支援センター」

☆窓口開所時間は、平日9時から17時です。

北部地域相談支援センター

松山市内宮町16番地5 タマリスク内宮1階
TEL 089-989-6555
FAX 089-989-6888

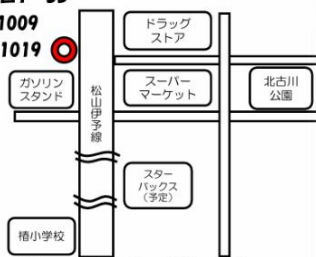


担当地区

浅海、立岩、難波、正岡、北条、河野、栗井、中島、
湯山、日浦、五明、伊台、三津浜、宮前、高浜、泊、
由良、和氣、潮見、堀江、久枝、新玉、清水、味酒、
道後、味生

南部地域相談支援センター

松山市和泉南4丁目1-35
TEL 089-968-1009
FAX 089-968-1019



担当地区

久米、小野、石井、浮穴、荏原、坂本、八坂、素懸、
東雲、番町、桑原、生石、余土、垣生、雄郡

松山市障がい者地域相談支援センターとは……障害の種別によって、どこに相談に行けば分かりづらかったのを、1か所でどんな相談にものってくれるところ。

平成 25 年 4 月～ 障がいのある方の専門的・総合的なワンストップの相談窓口

・障がいの種別を問わない ・松山市内に2カ所(南部・北部)

障がい者、家族、介護者からの相談に応じてくれる。

※ただし、松山市の場合、サービス等利用計画の作成は行っていない。

長男が小学2年生のときから飼っている愛犬が、16歳になりました。まだ元気ですが、段差があるところを上がれなくなったりするなれど、少し衰えが見られます。若い頃は、遠くの雷や花火の音も怖がっていましたが、今は耳が遠くなっていることも。長男は毎日のように、「元気で長生きしてくださいね」と撫でながら話しかけています。エサを残しているのを見ては心配し、散歩に行きたがらないときには、さらに心配しています。そして、ネットで見つけては、「まだ大丈夫」と、心を落ち着かせています。息子の心の平穏のためにも、長生きしてほしいです。(亜)

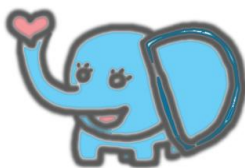
ダンボクラブでは、発達障がいについて広く理解していただくための啓発活動を行っています。ご賛同いただける方の温かいご支援を募集しています。

ボランティア活動にご興味のある方、ご寄付いただけます方は、下記までご連絡下さい。

お問い合わせ: damboclub@gmail.com

お振込口座: 伊予銀行 小栗支店 普通 1321818

ダンボクラブHP → <https://www.dunboclub.com/>



ダンボ通信

☆第188号☆
発行日: 2025年5月

****ダンボクラブについて****

発達障がいがどのようなものか知っていますか？

私たちは、そんな子どもたちを育てています。

この広報は、ダンボクラブがどんな活動をしているのか知っていただくために作りました。

☆☆☆活動報告☆☆☆

★保護者会 4/26(土)★

年度始めの総会と講話がありました。

・会則改正について

・2024年度 活動報告

収支決算報告

監査報告

・2025年度 活動計画案審議

収支予算案審議

役員の承認について

総会后、松山市障がい者南部地域相談支援センター藤本篤氏より、相談支援体制について講話をしていただきました。→詳細は次ページ

★成人当事者会「ワンピース」4/20(日)★

前半は、自己紹介と近況報告

後半は、3つの分科会に分かれました。

<後半の分科会>

Aグループ

○松山市内の会社へ一般就労した方のお話(リモートワーク:CADオペレーター)

○診断を受けていないグレーゾーンの成人でも、療育は受けられる？

○終活は、高齢者だけではなく、若い人にも必要ではないか。(ケガ、病気等)

Bグループ

○物忘れをしないために、どのような対策をしているか。

○最近、漢字を書くことが少なくなり、書けなくて困ったこと

○関西万博へのアクセスについて…電車、バス、交通計 IC カードなど

Cグループ(参加者の親メンバー)

○子についての現在の状況、これまでの経緯

○利用しているグループホームや病院、カウンセリング

○「1歳半健診で ASD が分かる。その時点から特性を理解して療育するのが望ましい」という話について、それぞれの意見や思いを話し合った。



★★★活動紹介★★★

2025年4月26日(土)、松山市障がい者南部地域相談支援センターの藤本篤氏に、相談支援体制について講話していただきました。

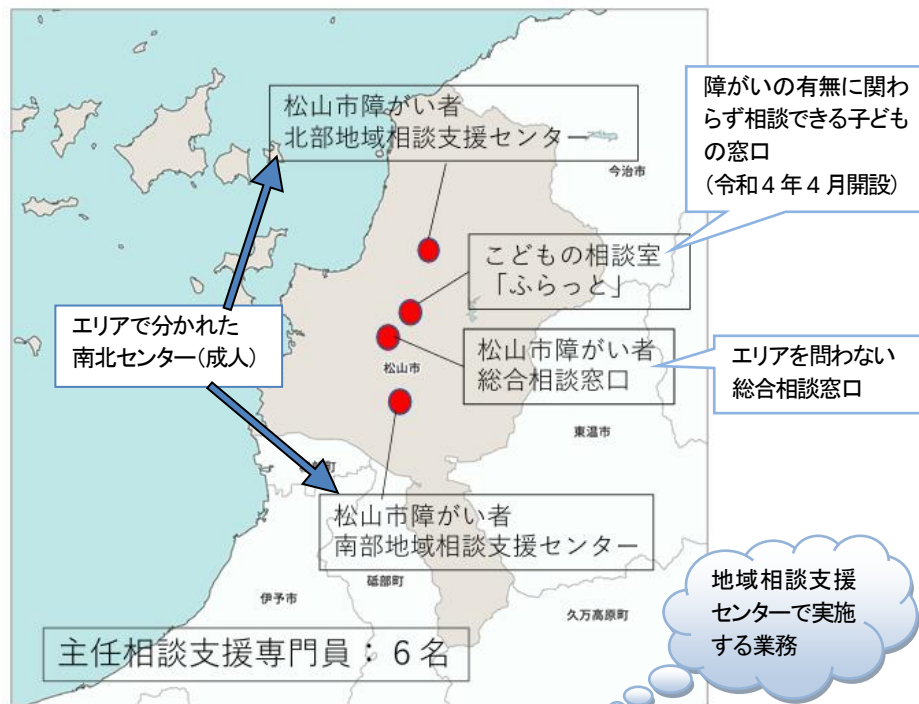
『相談支援体制について』

困った時の福祉の相談窓口

障がいに関する相談は？

- ① 基幹相談支援センター
- ② 障害者相談支援事業(通称「委託相談支援」)

松山市の委託相談支援(障害者相談支援事業)



①福祉サービス等の利用援助 ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援 ④ピアカウンセリングとの連携 ⑤権利擁護・虐待の防止 ⑥専門機関の紹介 ⑦総合的・専門的な相談支援 ⑧地域の相談支援体制の強化の取組 ⑨障がい者の就労に関すること ⑩障がい者の孤立死・自殺の防止に関すること ⑪夜間休日等の緊急時におけるコミュニケーション支援の調整に関すること ⑫障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する市民等への啓発・情報提供のほか、市と連携し関連施策実施への支援 ⑬その他障がい者の在宅生活を支えるために必要な支援

こんな相談があります 相談ケースも複雑化

- ・福祉サービスの利用について(ヘルパーさん、就労サービス、日中の活動等)
- ・お金、生活保障に関すること(生活が苦しい、障害年金、金銭トラブル、成年後見制度)
- ・仕事に関すること(働きたいけれどもなかなか仕事に就けない、続かない)
- ・住まいに関すること(家がごみ屋敷、家では生活が難しくなった)
- ・ひきこもり(社会に馴染めない、家から出られない、8050 問題)
- ・親亡き後の相談(重度の障害、私がいなくなったら…。8050 問題)
- ・地域との関係(子ども会、学校の役員、合理的配慮)
- ・依存症・虐待の対応・触法関係・強度行動障害
- ・障害かどうか分からない、障害の受容・介護保険制度との併用



ひきこもり、生活保障、精神障害、発達障害に関する相談ケースが多い傾向

→サービスにつながっていない方・複合ニーズのケースが多い

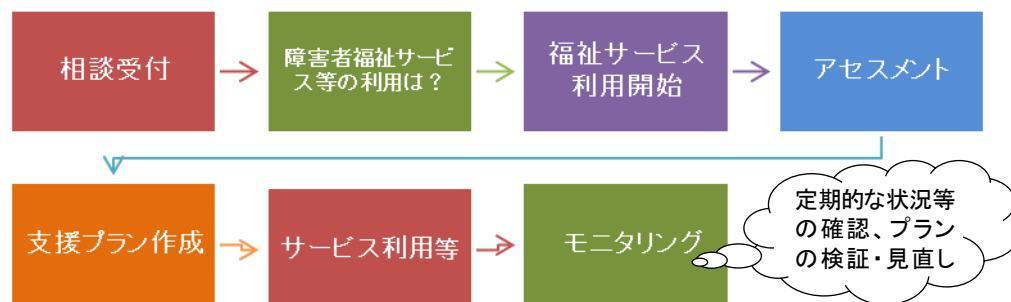
障害福祉サービス利用者は地域の相談支援専門員が担当(計画相談支援)

従来の枠組みだけでは解決できないケースが増えてきた

◎地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制 ⇒ 土台としての地域力の強化

相談が入ると……まずは訪問、来所、電話等によってお話を聞かせていただきます！よくあるのが、本人に「困り感」はなく、「周りが困っている」ケース。本人に拒否をされないよう、関係機関と連携を取りながら慎重に対応する必要があります。

相談支援の流れ



支援者として求められる4つの姿勢と、6つの留意点 ※ひきこもり支援ハンドブックから引用

4つの姿勢	6つの留意点
①敬意と労いは最大限に	①本人と家族の感じる課題、意向は違う
②尊重し、共に考える	②広く社会に働きかける視点をもつ
③本質を見極め、一歩ずつ支援する	③支援者は一人で抱えない
④家族は本人の生活を支え、影響を与える存在である	④支援の強要に注意する
	⑤エンパワメントやコーディネートを
	⑥精神疾患や発達障害の正しい理解